



FAX飛躍

2019年 9月18日

JR東労組東京地本青年部

JR東労組青年部第34回定期委員会開催！

●修正動議

報告その4

運動方針（案）の不当労働行為撲滅に関する修正動議

【修正動議の内容】

不当労働行為の根絶に向けては、職場から議論を通じてたたかいをつくりだす。健全なJR東日本会社をつくりだす為に、不当労働行為の事実経過をもとに第三者機関を活用し、不当労働行為の事実を明らかにする。第三者機関を活用するたたかいは青年部として執行部へ要請し不当労働行為根絶に向けたたたかいを全地本、全機関からつくりだす。

賛成（要旨）

東京地本選出の委員より

- 不当労働行為に対して、JR東労組第38回定期大会の中で、**組合員の強化、職場からたたかいをつくりだすという方針しか示されていません。どのようなたたかいをつくりだすのかが、明確にされていないことに対して危機感をもっています。**
- 18春闘から続く、会社からの不当労働行為は現在も続いています。会社幹部からの東労組批判に加え、勤務時間中に面談と称し、精神的に追い込まれ脱退を余儀なくされています。脱退しないと試験に受からないなど、若い青年部員に公募制移動や試験など利益誘導をちらつかせ、添乗中にも脱退懇請を行っています。不安の中で乗務をすることは鉄道の安全上問題です。**バス職場ではスト権議論もしていないのに、不当労働行為があるのが現実です。鉄道での脱退はストが原因だとも言われていますが、バス職場は全くの無関係です。バス職場での不当労働行為は、明らかな東労組破壊です。**
- 職場では踏ん張っている青年部員がいます。**その仲間からは不当労働行為を止めてくれと切実な声が出ています。さらに、再加入や新規加入を考えてくれている仲間も、今の不当労働行為がなくなる限り戻るのは難しいと言っています。これらの声は、どの地本でも同じではないですか？**これらに対し、団体交渉や職場でのたたかいでは限界があります。そして、**不当労働行為があっただけでなく、不当労働行為を未然に防ぐ、不当労働行為の無い職場。**それが青年部員の求めていることです。第三者機関を活用することは、社会や市民と連帯した横断的なたたかいをつくりだす当たり前の手段です。不当労働行為という企業犯罪に対して、立ち向かっていくのが労働組合としての責務です。そのためにも、**不当労働行為に対して青年部から具体的なたたかいをつくりだし、第三者機関を活用し、社会に発信していくことを求めます。みなさん、職場の現実、青年部員の顔を浮かべた時に私の主張が正しいのか、間違っているのか判断をして考えていただきたい**と思います。

反対（要旨）

秋田地本選出の委員より

- 本部大会の否決された修正動議と同じ内容の動議である。自力でたたかうという言葉の意味は指導部の強化を通じて組合員を高め、共に向かうことによって組織力を強化するということである。
- 労働委員会は救済機関であるが、現に東京地本は東京都労働委員会にあっせん申請を行いました。会社に受け入れられてもらえなかったではないか。相手にもなりません。たとえ救済命令が出されていても、不当労働行為が発生してから解決するまで相当な年月がかかってしまいます。その間不当労働行為はどのようにしてたたかうのでしょうか？不当労働行為が発生したらまた、第三者機関に訴えていくのでしょうか？どのような決定でも紙切れ1枚で終わらせる会社です。労働組合への攻撃はやむことはありません。第三者機関に救済申し入れを行ったことは、会社・労働委員会に幻想を抱いていると言わざるをえません。
- 第三者機関を活用しないとどこにも書いていないし方針化していない。何故、明文化する必要があるのか？